
訪問特定整備

マ ニ ュ ア ル

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

はじめに

従来までの道路運送車両法では、自動車特定整備事業者に対して、運輸局長の認証を受けた事業場の特定整備作業場内で特定整備を実施するよう、規定・指導されてきたところです。

昨今、インターネットによる自動車整備の予約の普及、自動車運送事業者やレンタカー事業者等が大量に保有する自動車の点検整備の効率化などを背景として、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者等が自身の自動車を自動車特定整備事業者の認証工場に持ち込むことなく、自宅や自社の整備場等で特定整備を受けられるニーズが高まっていることを受け、令和7年3月31日に道路運送車両法施行規則の改正、告示、関係通達の改正が行われ「訪問特定整備制度」が創設されました。

訪問特定整備制度では、実施場所の要件や訪問特定整備士に任命するための要件、また、実際に作業ができる特定整備作業等が規定されており、本書では、関係する省令、告示、通達の内容を要約して掲載するとともに、一般的な業務の流れについてイラスト等を添えて説明しております。

訪問特定整備制度の活用を検討されている、または、実際に活用される整備事業者におかれましては、本書をご活用いただき、訪問特定整備制度の適正な運営とともに、自動車整備業界の健全な発展にご尽力頂きますようお願い致します。

令和7年4月

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
会長 **喜谷 辰夫**

用語について

	用語	説明
1	訪問特定整備	自社の事業場外の十分な設備・機器を有する場所で行う特定整備
2	限定訪問特定整備	自社の事業場外の自動車ユーザーの自宅駐車場等で行う特定整備
3	訪問特定整備等	訪問特定整備及び限定訪問特定整備の総称
4	訪問特定整備等事業者	訪問特定整備等を実施する自動車特定整備事業者として所定の届け出を行った事業者
5	訪問特定整備士	1級又は2級の自動車整備士の資格を保有し、一定の要件を満たした者であって、所定の届け出を行った者
6	準訪問特定整備士	3級の自動車整備士の資格を保有し所定の届け出を行った者
7	訪問車体・電気装置整備士	自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の資格を保有し所定の届け出を行った者
8	訪問特定整備士等	訪問特定整備士及び準訪問特定整備士、訪問車体・電気装置整備士の総称
9	訪問特定整備等管理者	整備主任者であって所定の届け出を行い訪問特定整備等の統括管理をする者
10	訪問特定整備等補助者	高度な管理手法をする際の訪問特定整備等管理者の補佐
11	高度な管理手法	準訪問特定整備士を割り当てる際に行う手法
12	訪問特定整備等リスト	届出に必要なデータリスト
13	訪問特定整備士証	訪問特定整備士の身分を証する書類
14	訪問特定整備等教育	訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育
15	データ	電磁的記録と同義

目次

第Ⅰ章 訪問特定整備制度について

- 1. 訪問特定整備 6
- 2. 限定訪問特定整備 8

第Ⅱ章 訪問特定整備等を行うために必要な事項

- 1. 訪問特定整備等を行う前に準備・確認すること 10
- 2. 訪問特定整備等を実施する際に必要なこと 21
- 3. 訪問特定整備等を実施する際に必要な教育 25
- 4. 行政（管轄する運輸支局等）に報告義務のある事項 26
- 5. 第三者機関の確認 27

第Ⅲ章 訪問特定整備等の業務の流れと注意事項

- 1. 依頼受付～依頼内容と作業場所の要件を確認【訪問特定整備等管理者】 29
- 2. 見積り書の作成【訪問特定整備等事業者】 29
- 3. 訪問特定整備士等の割り当て【訪問特定整備等管理者】 30
- 4. 身分証の提示【訪問特定整備士等】 30
- 5. 標識を掲示【訪問特定整備士等】 30
- 6. 依頼者に対する作業内容の説明及び依頼者からの同意取得 30
- 7. 作業前の写真撮影【訪問特定整備士等】 31
- 8. 作業開始指示【訪問特定整備等管理者】 31
- 9. 作業開始～作業中【訪問特定整備士等】 32
- 10. 整備作業の内容説明と依頼者の同意取得・作業後の写真撮影 33
- 11. 作業完了の確認【訪問特定整備等管理者】 33
- 12. 帳票類の保存【訪問特定整備等事業者】 34

第Ⅳ章 証票等の様式

- 1. 訪問特定整備等リストの様式 35
- 2. 訪問特定整備等事業者の証票の様式 43
- 3. 訪問特定整備士証の様式 44

参考資料1 国土交通省ホームページ「訪問特定整備制度について」 45

参考資料2 行政処分に係るご案内 45

第 I 章

訪問特定整備制度について

訪問特定整備制度とは、自動車特定整備事業者が自社の特定整備の認証を受けている整備事業場以外の場所で特定整備の実施が可能となる制度です。

本制度において、「訪問特定整備」と「限定訪問特定整備」の2種類に分けられており、これを総称して、「訪問特定整備等」といいます。

本章では、訪問特定整備等として実施可能な作業内容や作業場所の説明をします。

制度のポイント

●訪問特定整備制度の種類

訪問特定整備制度では、「訪問特定整備」と「限定訪問特定整備」の2種類があります。

「訪問特定整備」とは、自社の整備事業場以外の場所で、十分な設備・機器を有する場所（例：運送事業者の整備場など）において、特定整備を実施することを言います。

「限定訪問特定整備」とは、自社の整備事業場以外の場所で、自動車ユーザーの自宅駐車場等において、限定された作業範囲で特定整備を実施することを言います。

訪問特定整備制度の種類や詳細の要件については、6ページ以降で説明しておりますので、ご参照ください。

●依頼者の範囲

訪問特定整備等の依頼者は、自動車の使用者又は所有者、これらの代理人となります。

なお、自動車の使用者、所有者、これらの代理人等（依頼者）から特定整備の作業を依頼された自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者から、別の訪問特定整備等事業者に対して、特定整備（訪問特定整備等を含む）を外注することはできません。（自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が当該自動車の使用者又は所有者の場合は依頼者として認められる。）



●訪問特定整備等として実施できる作業範囲

訪問特定整備制度で実施可能な作業は、従来より、地方運輸局長の認証を受けている自動車特定整備事業の種類（法第78条第2項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けた場合にあっては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲）の範囲内となります。

また、指定自動車整備事業者が指定整備扱いとして実施する点検・整備については、本制度の対象外となりますので、訪問特定整備等で実施することはできません。

訪問特定整備等を実施する事業場の認証範囲

- ・ 認証を受けている自動車の種類
- ・ その他業務の範囲

訪問特定整備等で実施可能な範囲
(その他、詳細条件有り)

✓ Check Point

訪問特定整備等では、「認証を受けている範囲内」での作業が認められており、「電子制御装置整備」のみ認証を受けている場合は、限定訪問特定整備は作業範囲的に実施できませんが、訪問特定整備における電子制御装置整備作業は実施することができます。

また、認証を受けた自動車特定整備事業の種類に対応する作業であっても、作業場所の要件を満たさない場合は、訪問特定整備又は限定訪問特定整備として行うことができませんので、ご注意ください。

！ 注意事項(関連違反事項) ！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点/台	法第94条の5-1項(いわゆる指定整備扱い)の整備として訪問特定整備を実施 ※5台以上は取消 ※保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。
------------	---

● 訪問特定整備等の作業場所

作業場所は事業場の所在地から自動車によりおおむね1時間の位置、または事業場が所在する都道府県と同一の都道府県内にあることと定められております。

また、訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物では、訪問特定整備等は実施できません。作業場所における詳細の要件は6～8ページをご参照ください。

訪問特定整備等を実施する
特定整備事業場

訪問特定整備等作業場所
として選定

NG

自社で所有する土地又は建物

(例) 同事業者が所有している土地で、既に廃止しており稼働はしていないが、認証設備等は残存している元別店舗。等

● 訪問特定整備士等の条件

訪問特定整備士等については、訪問特定整備等を行う事業場の従業員である必要があるとともに、複数の事業場の訪問特定整備士等になることはできません。

なお、訪問特定整備士等に任命するための要件も定められておりますので、詳細は15ページをご覧ください。

1. 訪問特定整備

訪問特定整備とは、訪問特定整備の作業開始日を含む連続した3日を超えない期間内（離島の場合は訪問特定整備の作業開始日を含む連続した5日を超えない期間内）で、自社の認証整備事業場以外の場所における特定整備の認証を受けている他社の事業場、もしくは認証は受けていないものの認証事業場と同等以上の性能を有する設備がある場所において、特定整備作業（分解整備、電子制御装置整備又はその両方）を実施することをいいます。

作業範囲としては、運輸局長から認証を受けている種類の範囲内において、全ての特定整備の実施が可能となり、作業場所の要件等は以下となります。

なお、当初届け出た作業期間を超えて、訪問特定整備を実施する場合は、作業期間の変更届出を運輸支局等に届け出る必要があります。（届出様式は35ページ以降をご参照ください。）

！ 注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点

一定の期間を超えて訪問特定整備等を実施

< ニーズ例 >

運送事業者やレンタカー事業者など、大量に車両を所有している事業者から複数車両の点検整備等の依頼があった際に、その事業者が保有する作業場（認証の有無にかかわらず認証基準と同等以上の設備等が必要。）等において、特定整備を含んだ法定定期点検整備や一般整備を行う。

なお、指定自動車整備事業者が指定整備扱いとして実施する点検・整備は訪問特定整備の対象外となります。



● 分解整備を行う場合の作業場所の要件

- ① 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の車両置場を有すること。
- ② 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の屋内作業場を有すること。
- ③ ②の屋内作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検整備を実施するのに十分であること。
- ④ ②の屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること
- ⑤ ②の屋内作業場には、施行規則別表第五（※2）に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。ただし、②の屋内作業場に施行規則別表第五に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、⑤の要件を満たすものとみなす。

●電子制御装置整備を行う場合の作業場所の要件

- ① 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の車両置場を有すること。
- ② 施行規則別表第四（※1）に掲げる規模の電子制御装置点検整備作業場を有すること。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、訪問特定整備として分解整備を行う屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限る。）と兼用することができる。
- ③ ②の電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。
- ④ ②の電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。
- ⑤ ②の電子制御装置点検整備作業場には、施行規則別表第五に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。ただし、②の電子制御装置点検整備作業場に施行規則別表第五（※2）に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、⑤の要件を満たすものとみなす。
- ⑥ 法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係わるものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有すること。

※1：屋内作業場や電子制御装置点検整備作業場、並びに車両置場の規模の基準を定める一覧表。（詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。）

※2：認証を受けている装置ごとに、必要な認証工具を定める一覧表。（詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。）

！注意事項（関連違反事項）！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点

認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施（以下を含む）

- ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施
- ・電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハのみ行う作業場に限る。）での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施
- ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施（訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）

作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施

✓ Check Point

訪問特定整備（分解整備、電子制御装置整備）を実施する上で、訪問特定整備を行う場所においては、施行規則別表第五に掲げられている作業機械等が不足してはなりません。

ただし、訪問特定整備士等が、在籍する事業場に備えた作業機械等を持参することも認められております。

その場合、作業機械等を持ち出す自社の整備事業場において、認証機器が不足してはなりませんので、ご留意ください。

2. 限定訪問特定整備

限定訪問特定整備とは、自社の認証整備工場以外の場所で、認証事業場程度の設備等は有していないものの、安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所において、特定整備を行うことを言います。

ただし、「小型の工具で作業が可能であること」といった点や「1～2時間程度で完了できる作業であること」といった点から、実施可能な特定整備作業が限定されております。

作業場所や実施可能な特定整備作業の要件等は以下のとおりです。

なお、限定訪問特定整備においては、特定整備を含む法定定期点検整備を実施することはできません。

<ニーズ例>

一般ユーザーが所有又は使用している車両のエンジンがかからなくなってしまったため（事前の問診によりスターター不良と思われる、限定訪問特定整備の範囲内で作業可能と判断）、認証を受けている整備工場の従業員が所有者または使用者の自宅の駐車場まで訪問の上、規定されている範囲内の特定整備を含むスターター交換作業を行う。

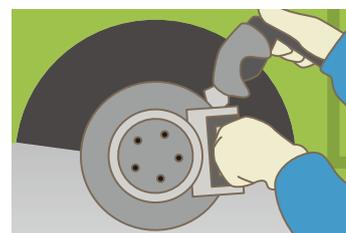


●作業場所の要件

- ① 限定訪問特定整備の対象とする自動車の最外側から50cm以上のスペースがあること。
- ② 屋内で作業を行う場合には天井の高さが限定訪問特定整備の対象とする自動車の高さ+30cmを加えた高さ以上であること。
- ③ 作業を行う場所の床面が平滑に舗装されていること。
- ④ 法第2条第6項の「道路」（道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条に基づく道路の使用の許可を受けた道路を除く。）又は共有の私道若しくは駐車場（駐車場の所有者が限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可するとともに、当該許可を受けた訪問特定整備等事業者が限定訪問特定整備の対象車両の周囲に板塀その他これに類する仮囲いを設けた場合を除く。）でないこと。
- ⑤ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第14項及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第1条の2に規定する「公共施設」、すなわち、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設でないこと。
- ⑥ 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候が予想される場合にあっては、当該悪天候により限定訪問特定整備の実施に危険を生ずるおそれがない場所であること。
- ⑦ そのほか、限定訪問特定整備の適切な実施、訪問特定整備士等の安全確保、周辺環境の保全に支障が生じるおそれのない場所であること。

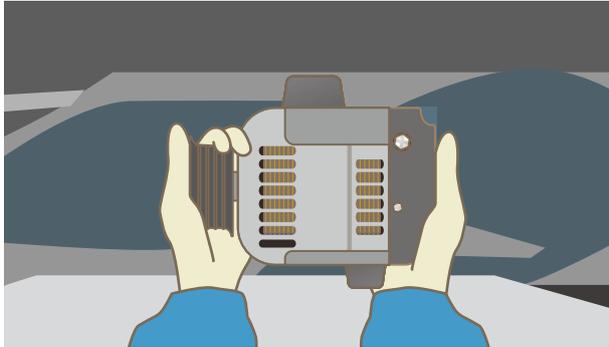
●限定訪問特定整備で実施できる特定整備作業

- ① 普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちディスク・キャリパ（ブレーキキャリパ）を組成する部品の一つでも取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換。

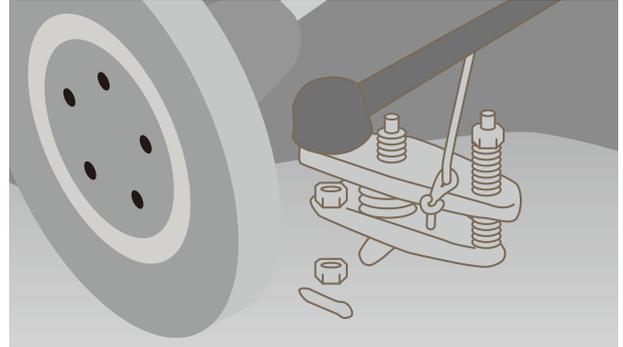


※イラストは作業の一例です。

- ② 普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要な原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し



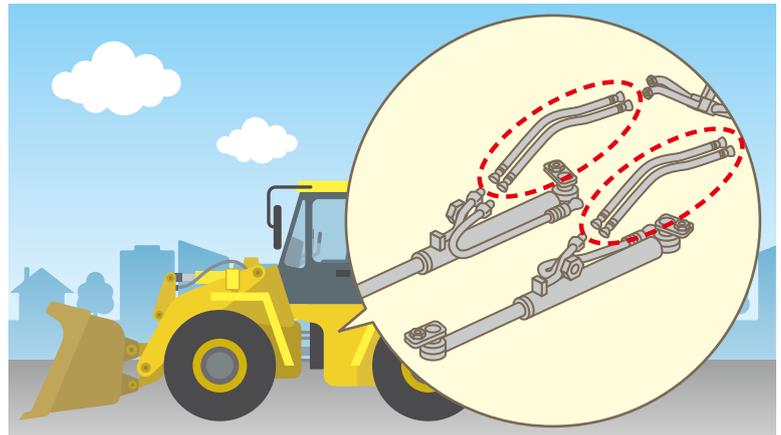
オルタネーター交換イメージ



タイロッド エンド 切離し

※イラストは作業の一例です。

- ③ 大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要な構造を有するものに限る。）の交換



※イラストは作業の一例です。

！ 注意事項（関連違反事項） ！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反（法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9]）

違反点数：15点/台

限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施
 ※5台以上は取消
 ※法第48条-1項の点検又は法第94条の5-1項の整備として実施したものを含む
 ※自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施（限定訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）を含む

✓ Check Point

- ・ 限定訪問特定整備で実施できる「ブレーキパッドの交換」については、事故・故障の要因によるものに限らず、通常使用により摩耗したブレーキパッドの交換も対象となります。なお、予防整備として行うブレーキパッドの交換は、限定訪問特定整備の対象外となります。
- ・ オルタネータを「原動機」としている車両におけるオルタネータの取り外しは、「原動機そのものの取り外し」に該当するため、限定訪問特定整備の対象外となります。

第 II 章

訪問特定整備等を行うために必要な事項

訪問特定整備等の事業を行う場合、運輸支局等への届出や、教育体制の構築など、事前の準備が必要となります。

また、「訪問特定整備等管理者」の選任や「訪問特定整備士等」の資格要件、訪問特定整備等の実施前後で行わなければならない事項等、法令や通達等で定められております。

本章では、訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者が、円滑に訪問特定整備等の事業を開始できるよう、事前に準備が必要なことや、実際に事業を開始した後、訪問特定整備等事業者に求められる事項等について説明します。

1. 訪問特定整備等を行う前に準備・確認すること

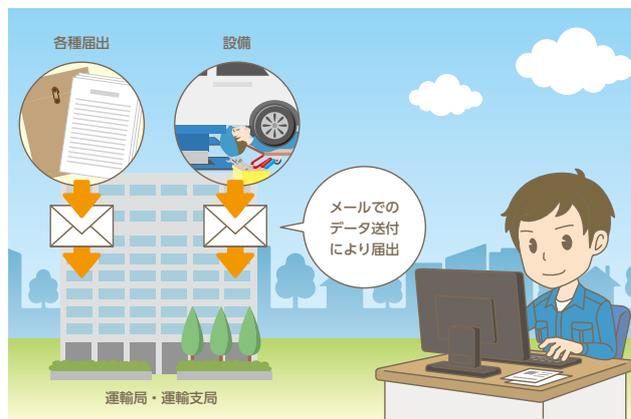
●訪問特定整備等を行おうとする際の運輸支局等への届出

訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者においては、本事業の開始の日の前日までに、特定整備の認証事業場ごと（訪問特定整備等を行う事業場のみ）に運輸監理部長又は運輸支局長あてに電子メールにて以下の内容のデータを届出しなければなりません。

また、届出を行った内容に変更があった場合、変更後に初めて訪問特定整備等を行う日までに、新規届出時と同様、変更内容を電子メールにて届出する必要があります。

なお、届出に必要な情報を記録したデータを「訪問特定整備等リスト」といい、届出するための電子メールの宛先となるメールアドレスについては、以下のホームページに掲載されております。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html



届出の種類	届出が必要な様式 ※○を付した様式を届け出る必要あり				
	様式1	様式2	様式3-1	様式3-2-1	様式3-2-2
限定訪問特定整備の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○				
限定訪問特定整備の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合)	○	○			
訪問特定整備(他事業場)の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○		○		
訪問特定整備(他事業場)の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場)の届出③ (訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場)の届出④ (訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○	○		
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出① (訪問特定整備士のみが従事する場合)	○			○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出② (訪問特定整備士及び準訪問特定整備士が訪問特定整備に従事する場合)	○	○		○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出③ (訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○		○	○
訪問特定整備(他事業場以外の場所)の届出④ (訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合)	○	○		○	○

<訪問特定整備等リストの内容（様式は35ページ参照）>

- ① 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス
- ② 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍する事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号
- ③ 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士に関する次に掲げる事項
 - (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日
 - (エ) 届出時現在の実務の経験の期間及びその内容（(ウ)の自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。）
 - (オ) 訪問特定整備等教育を受けた日
- ④ 訪問特定整備等を開始する日

また、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等事業を廃止した際、その日から30日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に電子メールを送信する方法により次の事項を届け出なければなりません。

- ① 訪問特定整備等の事業を廃止した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス
- ② ①の自動車特定整備事業者の訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍していた事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

✓ Check Point

- ・訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者は運輸支局等への「届出」が必要とされておりますが、届出を行った後に支局等から確認結果や審査結果の連絡はございません。また、届出日が土日祝日であっても問題ありません。
- ・訪問特定整備等事業者の届出を電子メールで行う際、任意でCCに宛先を追加することが認められておりますので、所属の自動車整備振興会のメールアドレスを追加して、届出を行ってください。
※CCで追加するメールアドレスは、所属の自動車整備振興会にご確認ください。

なお、運輸監理部長又は運輸支局長が、訪問特定整備等リストの他に必要があると認めるときは、必要な情報を記録したデータの提出を求められることとなっており、以下の場合において、必要情報を届け出る必要があります。

<訪問特定整備を実施する場合>

訪問特定整備を実施しようとする自動車特定整備事業者においては、以下の届出も必要となります。

- ① 訪問特定整備を行う場所の住所及び訪問特定整備等事業者の事業場から当該場所までの所要時間（都道府県を跨ぐ場合に限る。）
- ② ①の場所が法第78条第1項の認証を受けた事業場（運輸局長等が特定整備事業の認証を行った事業場）（以下「他事業場」という。）の場合は、次の事項
 - a 他事業場について自動車特定整備事業の認証を取得した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス
 - b 他事業場の名称、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

- ③ ①の場所が他事業場ではない場合には、次の事項
- a 車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - b 点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - c 電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況
 - d 部品整備作業場の面積
 - e 車両置場の間口、奥行
 - f 作業機械、作業計器、点検計器、点検装置及び工具の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数及び訪問特定整備を行う場所に備えられたものか又は訪問特定整備士、準訪問特定整備士若しくは訪問車体・電気装置整備士が持参するものかの別
 - g 一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する電磁的記録
上記の電磁的記録については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成7年6月14日付け自整第121号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の電磁的記録であること。
 - h 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、法第57条の2第1項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第3条第9号（自動運行装置関係）の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる電磁的記録
 - i 当該場所の平面図及び写真
- ④ ①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間（始期の年月日及び終期の年月日）
- ⑤ ①の場所において、④の期間に行う訪問特定整備の対象とする自動車（以下「対象自動車」という。）の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類
- ⑥ 訪問特定整備を実施する作業場の使用に関する契約書等の電磁的記録（訪問特定整備等事業者が支障なく、④の期間、当該作業場を使用することができる旨明確に定められた賃貸借契約書等の電磁的記録）

<準訪問特定整備士に訪問特定整備等を行わせようとする場合>

準訪問特定整備士（※）を立てる場合には、次の届出も必要になります。

- ① 「高度な管理手法（※）」を用いた統括管理業務の手順
 - ② 訪問特定整備士等の任命のルールの内容
 - ③ 訪問特定整備等補助者に関する次に掲げる事項
 - a 氏名
 - b 生年月日
 - c 合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日
- ※ 「準訪問特定整備士」とは…15ページ参照
 ※ 「高度な管理手法」とは…16ページ参照



！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：6点	訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出
違反点数：15点	訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出

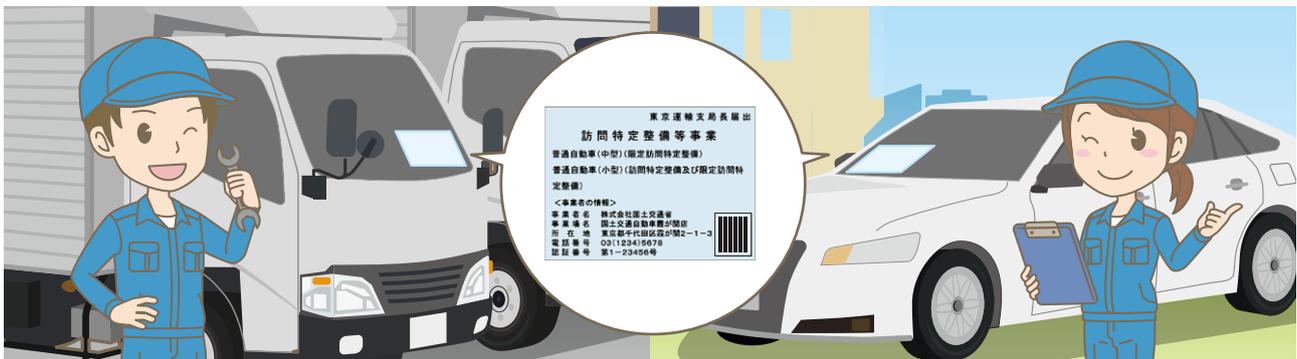
＜訪問特定整備等作業中の事業場の体制の例外規定に該当する場合＞

19ページの例外規定(従業員が2人しか在籍していない認証工場の場合)に該当する場合には、訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記録したデータ(様式は42ページ参照)

●訪問特定整備等事業者の証票掲示

訪問特定整備等の届出を行った事業者は、訪問特定整備等を行う場所において、公衆の見やすいように、証票を表示する必要があるため、以下の様式にて証票を準備する必要があります。

また、自ら管理するウェブサイトにおいても、当該証票を掲載して公衆の閲覧ができるようにする必要があります。トップページや作業の予約申込みページ等、依頼者が容易に確認できるページに、訪問特定整備等事業を廃止しない限り、常に掲載しなければなりません。(証票の様式は43ページ参照)

**！注意事項(関連違反事項)！**

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：6点	訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない ※自ら管理するウェブサイトに証票を掲載していないことを含む
---------	---

●自社のウェブサイトに料金表を掲載

訪問特定整備等の作業に係る料金を自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供するよう定められており、トップページや作業の予約申込みページ等、依頼者が容易に確認できるページに掲載しなくてはなりません。掲載の際、自動車の種類を区分し、作業別の料金、旅費、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和



四十五年法律第百三十七号) 第2条第1項の「廃棄物」をいう。以下同じ。) の処理の仲介等に要する費用等の内訳を記載し、また、掲載する料金により、行う訪問特定整備等の作業の内容を明確にしてください。

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：10点	訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切
違反点数：2点	訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない

✓ Check Point

訪問特定整備等の作業料金は、事業場において当該作業を行った場合の料金を下回ってはなりません。

●訪問特定整備等管理者の選任

訪問特定整備等事業者は、整備主任者のうち、少なくとも一人を「訪問特定整備等管理者」として選任し、訪問特定整備等に関して統括管理させなければなりません。

そして、訪問特定整備等管理者は、他の事業場の訪問特定整備等管理者になることができません。

なお、訪問特定整備等管理者が自ら訪問特定整備等を行う場合、以下の統括管理業務等は、当該訪問特定整備等管理者以外の訪問特定整備等管理者が行う必要があります。



<訪問特定整備等管理者の業務例>

1. 訪問特定整備等の作業場所が要件を満たすことの確認。
2. 依頼者から依頼を受けた作業が訪問特定整備等として行うことができることの確認。
3. 依頼者から依頼を受けた作業を行う際に使用する作業機械等の指示。
4. 依頼者から訪問特定整備等の作業開始について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等に対する訪問特定整備等の作業開始の指示並びに作業開始時刻の確認及び記録。
5. 訪問特定整備士等が訪問特定整備等を行った後にできばえ確認として、次の確認を行うこと。
 - (ア) 依頼者に説明した必要となると認められる訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認。
 - (イ) 概算見積りを記録したデータ(作業指示書)の内容どおりに訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認。
 - (ウ) 訪問特定整備等を伴った部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認。
 - (エ) 訪問特定整備等を伴った部位以外の部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認。
 - (オ) 訪問特定整備等を完了した日時の確認及び記録
6. 5のできばえ確認を行った後に特定整備記録簿に法第91条第1項各号、施行規則62条の2各号に規定する事項及び第4 10(※)に規定する事項が記載又は記録されていることの確認を行うこと。
7. 依頼者から訪問特定整備等の作業完了について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等による訪問特定整備等の作業完了の確認。

※詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。

また、「高度な管理手法」を採用している場合には、訪問特定整備等管理者は前述の業務と併せて、高度な管理手法を用いて以下の業務（例）も行う必要があります。

<高度な管理手法による訪問特定整備等管理者の業務例>

1. 依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業を適切に実施することのできる訪問特定整備士等を任命すること。
2. 訪問特定整備等の実施に必要な作業機械等の管理（必要な作業機械等の調達、性能維持、訪問特定整備士等への貸与等）を行うこと。
3. 訪問特定整備士等に対して、依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業が保安基準に適合するように行われるために必要な指示を行うこと。

※「高度な管理手法」とは…16ページ参照

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備（以下を含む）

- ・訪問特定整備等管理者がいない
- ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務

●業務に従事するための整備士資格の要件

訪問特定整備等に従事する者は保有する自動車整備士資格により、訪問特定整備士と準訪問特定整備士に分けられます。

訪問特定整備等に従事する整備士を「訪問特定整備士」といい、以下の要件を全て満たしている必要があります。

<訪問特定整備士の要件>

- ① 一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること
- ② 特定整備に関し三年以上の実務の経験を有すること
- ③ 所定の教育を受けたこと（25ページ訪問特定整備等教育）
- ④ 訪問特定整備士として、実施規程第三条第一項の規定により同項第三号イからホまでの事項が運輸監理部長又は運輸支局長に届け出られていること

なお、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格し、上記②から④の要件を満たしていれば、所定の設備が設置されている場所（6ページ、7ページの訪問特定整備の作業場所要件を参照）において、「訪問車体・電気装置整備士」として、電子制御装置整備（指定整備工場における指定整備の場合を除く。）に従事することができます。

また、3級自動車整備士においても、「準訪問特定整備士」として、上記②から④の要件を満たしており、以下のいずれかを満たす場合に限り、訪問特定整備等を実施することができます。

<準訪問特定整備士の要件>

- ① 同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合
- ② 訪問特定整備等管理者が「高度な管理手法」により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合

< 「高度な管理手法」 とは… >

「高度な管理手法」を採用することで、3級自動車整備士においても、準訪問特定整備士として、訪問特定整備等に従事することが可能となるものです。

その要件として、以下3点のすべてを満たす必要があります。

1. 訪問特定整備等管理者において、訪問特定整備士や準訪問特定整備士の統括管理業務等を、WEBカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うこと。
2. 定期的に訪問特定整備士等の知識及び技能を評価し、当該評価結果に基づき、訪問特定整備士等の等級を分け、当該等級に応じ従事することのできる作業内容を設定することを含む訪問特定整備士等の任命のルールを規定し、当該ルールに従った運用を行うこと。
3. 訪問特定整備等管理者のほか、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあつては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。）であつて、依頼者からの問合せの対応、依頼者への説明・必要なデータの交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。



！ 注意事項 (関連違反事項) ！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反 (法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備を実施

✓ Check Point

訪問特定整備士等に必要な要件である「実務経験3年以上」とは、複数の事業場に所属していた場合においても、過去の整備士歴を合算した年数で差し支えありません。

なお、訪問特定整備士等になるにあたっては、作業場所において主に一人で作業を行うこととなり、臨機応変に適切な作業を行う能力を備えている必要があることから、訪問特定整備士等の必要な要件を満たす整備士資格の「技能検定の合格日以降」に特定整備に関し3年以上の実務の経験を有することが必要となります。

● 訪問特定整備等事業者の事業場の体制等

訪問特定整備等の実施中、訪問先において訪問特定整備等の作業に着手したものの、作業を完遂することができず、事業場において作業を行う必要が発生した場合、事業場に入庫後すみやかに必要な作業を行えるようにしなければならないことから、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間も常に、自社の整備事業場においても、以下の要件をすべて確保しなければなりません。

なお、整備事業場で行う作業が、分解整備並びに電子制御装置整備、またはその両方の整備により、確保が必要な事業場の体制が異なります。

その際、訪問特定整備等事業者が常時その事業場に待機させる従業員は、待機中に入庫した自動車の点検整備を実施することができ、また、待機中において、業務上必要な行為に要する時間の範囲内であれば、当該事業場を不在にすることは問題ございません。



<分解整備を行う事業場の場合>

- ① 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）
- ② 事業場に少なくとも1人の1級又は2級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、2級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。）に合格した者を待機させること
- ③ 事業場に待機させる従業員のうち1級、2級又は3級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数で4で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、3で除して得た数。これらの数に1未満の端数がある時は、これを1とする。）以上であること

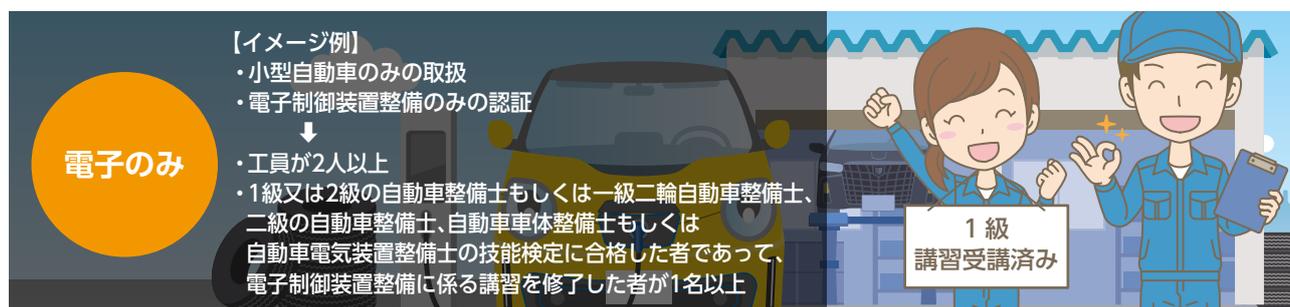
特定整備に従事する従業員	2人以上
指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合 (大型車を取り扱う場合)	4人以上 (5人以上)
1級又は2級の自動車整備士	1人以上
1級、2級又は3級の自動車整備士の全従業員に対する割合 (指定自動車整備事業者として指定整備及び検査を行う場合)	1/4以上 (1/3以上)



<電子制御装置整備を行う事業場の場合>

- ① 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。
- ② 事業場に少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長等が行う講習を修了した者を待機させること。
- ③ 事業場に待機させる従業員のうち一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

特定整備に従事する従業員	2人以上
指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合 (大型車を取り扱う場合)	4人以上 (5人以上)
1級の自動車整備士 1級二輪自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者) 2級の自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者) 自動車車体整備士(電子制御装置についての講習修了者) 自動車電気装置整備士(電子制御装置についての講習修了者)	1人以上
全従業員に対する割合 1級、2級又は3級の自動車整備士 自動車車体整備士 自動車電気装置整備士 (指定自動車整備事業者として指定整備及び検査を行う場合)	1/4以上 (1/3以上)



<分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場の場合>

- ① 事業場に2人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に4人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。

- ② 事業場に少なくとも1人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長等が行う講習を修了した者を待機させること。
- ③ 事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数で四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあつては、三で除して得た数。これらの数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。

特定整備に従事する従業員	2人以上
指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合 (大型車を取り扱う場合)	4人以上 (5人以上)
1級の自動車整備士 1級二輪自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者) 2級の自動車整備士(電子制御装置についての講習修了者)	1人以上
1級、2級又は3級の自動車整備士の全従業員に対する割合 (指定自動車整備事業者として指定整備及び検査を行う場合)	1/4以上 (1/3以上)



<例外規定>

従業員が2人しか在籍しておらず、かつ、訪問特定整備等を開始する日の6か月前から、各月における持込み車検台数が5台以上（すなわち、訪問特定整備等を開始する日の6か月前から、各月において、検査を受けるために法第48条第1項の「点検」（いわゆる「定期点検」）のことをいう。）及び同条第2項において読み替えて準用する法第47条の2第3項の「整備」（いわゆる「定期点検整備」）のことをいう。）を行い、運輸支局等に持ち込んだ自動車の台数が5台以上であること。）の事業場については、訪問特定整備等作業中の事業場の体制等の規定は適用されません。

ただし、訪問特定整備等事業者（当該事業者の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の「子会社等」をいう。）及び親会社等（同条第4号の2の「親会社等」をいう。）を含む。）が複数の事業場を有する場合はその限りではありません。

！ 注意事項(関連違反事項) ！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9])

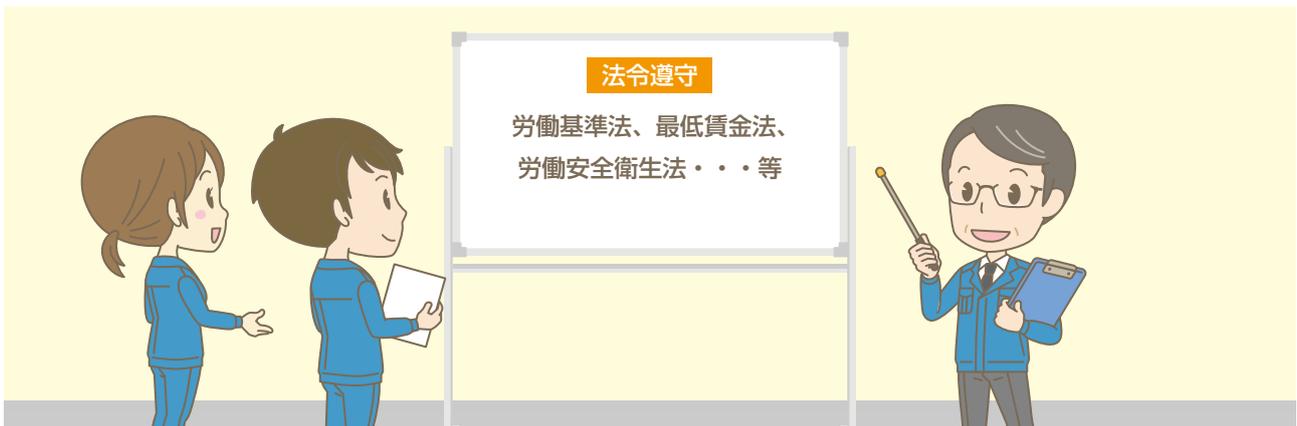
違反点数：15点

訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない

●訪問特定整備士等の安全及び健康の確保等

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等が人たるに値する生活を営むために必要な労働条件を、訪問特定整備士等と対等の立場において決定するとともに、訪問特定整備士等の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を形成するため、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等の関係する法令を遵守する必要があります。
加えて以下の事項についても遵守することが定められています。

- ① 訪問特定整備等事業者は、②の場合を除き、訪問特定整備士等の時間外労働時間が月45時間かつ年360時間を上回らないようにするとともに、時間外労働時間と休日労働時間の合計が月100時間未満かつ2～6か月平均を80時間以内となるようにしなければならない。
- ② 臨時的な特別の事情があつて訪問特定整備等事業者と訪問特定整備士等が合意した場合、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等の労働時間に関し、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 時間外労働時間を年720時間以内とすること
 - イ 時間外労働時間と休日労働時間の合計を月100時間未満とすること
 - ウ 時間外労働時間と休日労働時間の合計について、「2か月平均」、「3か月平均」、「4か月平均」、「5か月平均」及び「6か月平均」の全てが1月当たり80時間以内とすること
 - エ 時間外労働時間が月45時間を超える月を年6か月以内とすること



●訪問特定整備等に係わる補償

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等における整備不良、訪問特定整備士等の労災事故、周辺環境の汚染、他の交通の被害など、訪問特定整備等に起因して生ずる損害を補償するため、予め損害保険契約を締結するなど必要な措置を取ることが推奨されております。



2. 訪問特定整備等を実施する際に必要なこと

●訪問特定整備等管理者による統括管理

訪問特定整備等管理者が行う訪問特定整備等作業中の管理業務は、訪問特定整備等に関する統括管理、高度な管理手法を採用した場合の管理等が挙げられます。

統括管理の業務等は、WEBカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンライン機器を活用して行うことができます。

※「高度な管理手法」とは…16ページ参照

※訪問特定整備等に関する統括管理の業務例…14ページ参照

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備(以下を含む)

- ・訪問特定整備等管理者がいない
- ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務



●訪問特定整備等の証票を表示

訪問特定整備等を行う作業場所において、訪問特定整備等の作業時間中のみ、訪問特定整備等の対象となる自動車の周辺、サービスカーの側面等、依頼者や公衆の見やすい場所に証票を表示する必要があります。(証票の様式は43ページ参照)

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：6点

訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない

※自ら管理するウェブサイトに証票を掲載していないことを含む



●訪問特定整備士等の身分を示す証票

訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士は、身分を証する証票（特定訪問整備士証）を携帯する必要がある、初回訪問時及び依頼者から求められたときは、これを提示しなければなりません。

提示方法は、スマートフォン、タブレット端末等に、訪問特定整備士証のデータを保存したものでも差し支えありません。

なお、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士証を交付した訪問特定整備士等をその職から解いたときは、当該訪問特定整備士等に対して訪問特定整備士証を破棄するよう指示しなければなりません。（証票の様式は44ページ参照）

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：6点

訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示



●訪問特定整備等作業の依頼者への説明及び概算見積りや請求書・納品書等のデータの提供

訪問特定整備等の依頼者に対し、必要と認められる訪問特定整備等の内容及び必要性、訪問特定整備等を行う前の車両の状態について説明し、訪問特定整備等料金の概算見積りを記録しデータを提供しなければなりません。

また、訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について説明し、依頼者に請求する訪問特定整備等料金を記録した請求書又は納品書のデータを提供する必要があります。

なお、訪問特定整備等の作業前に行う依頼者に対する説明及び概算見積りを記録したデータの交付、また、作業後に行う依頼者に対する説明及び請求書又は納品書のデータの提供については、訪問特定整備等事業者の役員又は訪問特定整備士等を除く従業員が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければなりません。

<依頼者に対する作業前の説明>

訪問特定整備等を行う前の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、その整備の必要性及び訪問特定整備等の作業を行う前の車両の状態について行ってください。

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：12点

作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等

<作業に係る料金の概算見積り>

訪問特定整備等を行う前に依頼者に提供する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータには、作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、廃棄物の処理価格、旅費等の内訳を記録するものとされています。

<作業過程においての見積金額の変更>

訪問特定整備等の作業に係る料金の概算見積りを記録したデータを提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の理解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加作業の内容及び変更後の概算見積り(その内訳を含む。)について連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。

また、この場合においては、事業者が保存する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータに依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記録してください。

<依頼者に対する作業後の説明>

訪問特定整備等の作業後の依頼者に対する説明は、実際に行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について行ってください。

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：12点

作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等

<作業後の請求書等>

作業後に依頼者に対して請求する訪問特定整備等料金を記録した請求書又は納品書のデータには、依頼者に対して請求する作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、廃棄物の処理価格、旅費等の内訳を記録してください。

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった

違反点数：2点

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り

※「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

✓ Check Point

概算見積り書や請求書等の帳票類については、訪問特定整備等事業者が交付するものとして、ユーザーに対してデータでの提供が求められております。

整備事業者のメールアドレスからユーザーにメールで送付する等の対応が必要となりますのでご注意ください（見積金額に変更があった場合においても同様です。）



●訪問特定整備等の作業に関する帳票類の保存

訪問特定整備等を実施した際、以下の帳票を2年間保存することが定められています。

- ・ 訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証するデータ
- ・ 訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータファイルの元データ
- ・ 訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データ
(訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データは、訪問特定整備の作業場所の要件又は限定訪問特定整備の作業場所の要件を全て満たすことが分かるように撮影したもの。)
- ・ 訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ
- ・ 交換した部品を撮影した画像データ
- ・ 依頼者に提供した請求書、納品書又は領収書のデータファイルの元データ



！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3 [則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：12点

実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない

※「訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

✓ Check Point

「元データ」とは、事後的な編集が不可又は極めて困難なファイルとされており、例えば、ワード等で作成した場合は、当該ワードファイルの編集不可機能を有効にしたものや当該ワードファイルをPDFファイルに変換して編集不可機能を有効にしたもの、アプリ等の場合はアプリ画面のスクリーンショットで当該スクリーンショットの作成日時が分かるものなどを指します。

3. 訪問特定整備等を実施する際に必要な教育

訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育を行わなければなりません。

当該教育の対象者の要件や必要な教育内容は以下のとおり定められています。

<教育の対象者要件>

1. 訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士として新たに届け出ようとする者
2. 最後に訪問特定整備等教育を受けた日から2年を経過した者

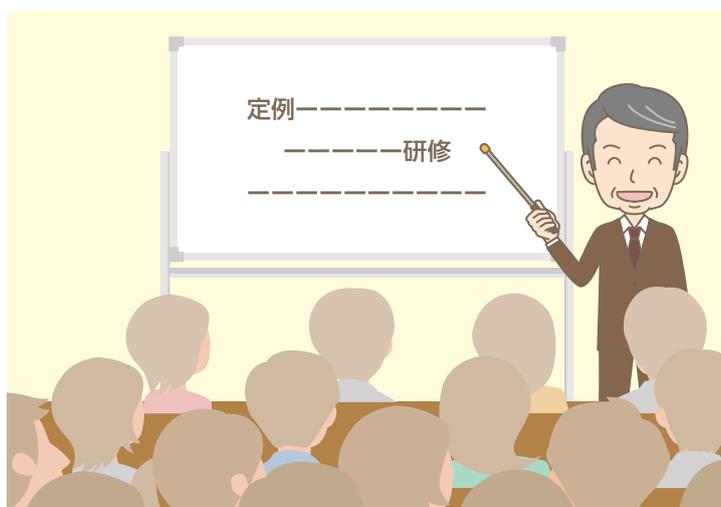
<必要な教育内容>

1. 訪問特定整備等に係る記録の作成・保存についての知識及び能力。
2. 訪問特定整備等管理者と訪問特定整備士等の間でオンラインの機器を活用して必要なコミュニケーションを行うために必要な知識及び能力。
3. 限定訪問特定整備の対象となる自動車の構造、装置及び性能に係る一般知識。
4. 限定訪問特定整備における安全性の確保及び周辺環境の保全に支障を及ぼさないことに留意した作業機械等の使用に関する知識及び能力。
5. 訪問特定整備等を行うことのできる場所の要件。
6. 1～5に規定するもののほか、訪問特定整備等の実施に必要な知識及び能力。

<教育記録の作成・保存>

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育を行った場合、次の事項を記録したデータファイル（以下「訪問特定整備等教育記録」という。）を作成し、訪問特定整備等教育を実施した日から2年間、訪問特定整備等教育記録を保存しなければなりません。

- ア 訪問特定整備等教育の年月日
- イ 訪問特定整備等教育の内容、方法及び時間
- ウ 訪問特定整備等教育を行った者が特定できる情報
- エ 訪問特定整備等教育を受けた者が訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士等（以下「訪問特定整備等管理者等」という。）として届出された場合には、その届出がなされた年月日及び訪問特定整備等管理者等として届け出られた者が特定できる情報



<自動車整備振興会が行う教育・指導>

訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者が、教育の対象者に対して、自動車整備振興会が行う訪問特定整備等に関する教育・指導を受けさせた場合、当該自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者が訪問特定整備等教育を行ったものとみなされます。

この場合、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育記録の作成・保存に代えて、自動車整備振興会が行う教育・指導の受講記録を保存してください。

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：6点

訪問特定整備等教育の全部又は一部未実施

訪問特定整備等教育記録を2年間保存していない

※訪問特定整備等教育記録を作成していない場合も含む

※「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を2年間保存していない」の項目については、両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

✓ Check Point

教育記録については、紙媒体での作成は認められておらず、データでの作成として定められておりますので、ご注意ください。

4. 行政(管轄する運輸支局等)に報告義務のある事項

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備制度で定められている規定に違反した場合、もしくは違反する恐れがある場合、または訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他の第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合は、直ちに、その旨を事業場を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に報告する義務があります。



<補足>

「訪問特定整備士等その他の第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合」とは、次の場合を指します。

- ア 訪問特定整備士等その他第三者の生命又は身体に対し、「死亡」または「負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が30日以上であるもの」といった危害が発生した場合
- イ 火災が発生した場合

！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った
※訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。

※「訪問特定整備等に係る電磁的記録を2年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

5. 第三者機関の確認

訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等を実施する際の体制等について、相当の知見を有する第三者機関の確認を受ける必要があります。

ここで言う第三者機関とは、運輸監理部長又は運輸支局長その他訪問特定整備等について相当の知見を有する者を指します。

なお、当該第三者確認を受ける際、訪問特定整備事業者から第三者機関に対して申し出てください。当該第三者確認を受ける頻度については、以下のとおり定められており、事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に当該確認の結果を報告する必要があります。

- ① 訪問特定整備等を開始した日から起算して1年を経過する日から2年を経過する日までの間に、少なくとも1回以上
- ② 最後に第三者評価を受けた日から起算して1年を経過する日から2年を経過する日までの間に、少なくとも1回以上

また、第三者機関が行う確認は、訪問特定整備等事業者において、訪問特定整備等を適切に実施することができる体制が確保されているか確認を行い、その適否を決定されるものとなり、確認項目の例は次のとおりとなります。

- ① 訪問特定整備等管理者による統括管理業務が適切に行われているかどうか
- ② 訪問特定整備士等を適切に訪問特定整備等に従事させているかどうか
- ③ 訪問特定整備等教育が適切に行われているかどうか
- ④ 法第91条の3、施行規則第62条の2の2第1項及び実施規程第7条各号（※）に規定する事項に従い遵守しているかどうか

※詳細は参考資料1のURLよりご参照ください。

なお、第三者確認の結果が「否」となったときは、事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長の指導に基づき、速やかに訪問特定整備等を適切に行うことのできる体制を構築するために必要な措置を講じるか、あるいは、訪問特定整備等事業の廃止届を提出しなければなりません。



！注意事項(関連違反事項)！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない

✓ Check Point

確認を行う第三者機関とは、管轄の運輸支局又は自動車整備振興会が該当します。

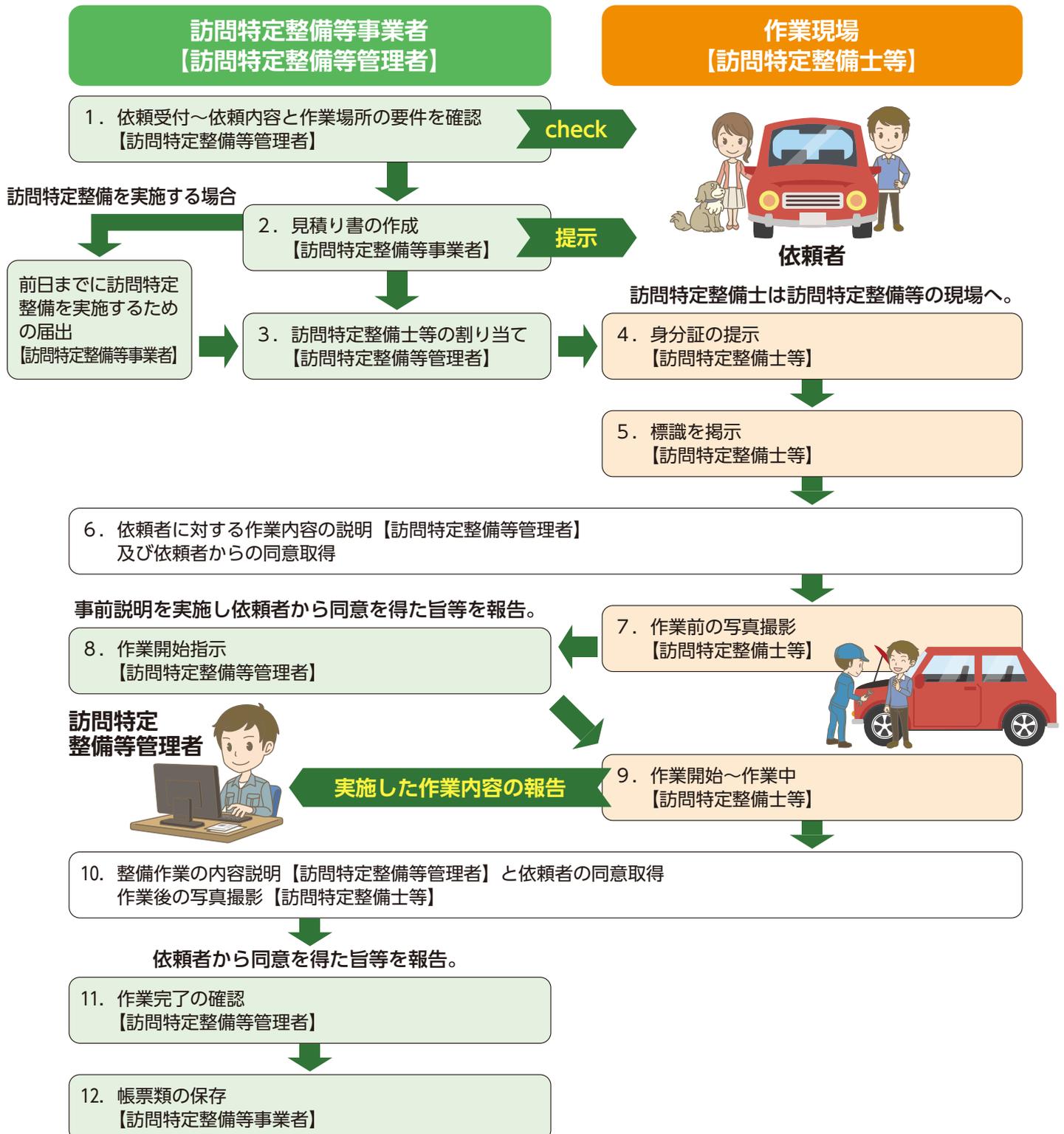
当該確認を受ける場合には、訪問特定整備等事業者からの申し出が必要となりますので、ご注意ください。

第III章

訪問特定整備等の業務の流れと注意事項

本章では、訪問特定整備等を行う際の主な流れ等を説明しております。

当該内容は一例として示しておりますので、全ての整備事業者には当てはまるとは限りませんが、事業を行う際の参考にしてください。



1. 依頼受付～依頼内容と作業場所の要件を確認【訪問特定整備等管理者】

顧客からの依頼時の内容について、訪問特定整備又は限定訪問特定整備を行うことができるか、判断する。

<ケース1> 訪問特定整備の場合（6ページ参照）

顧客に対して、依頼される整備作業の内容について、詳細をヒアリングし自社で対応可能か判断します。また、指定の作業場所において、作業期間の上限である3日間（離島の場合は5日間）で作業を完了できるかについても、判断する必要があります。その後、管轄する運輸支局に対して、訪問特定整備を実施する際に必要な情報の届出を行います。

<ケース2> 限定訪問特定整備の場合（8ページ参照）

顧客に対し、所有する車両において、どのような症状が発生しているのか、より具体的なヒアリングを行い、限定訪問特定整備で対応が可能か、また、自社の訪問特定整備士等で対応が可能か、判断します。なお、指定される作業場の概要もヒアリングし、限定訪問特定整備の場所要件に適しているかについても、判断が必要です。



2. 見積り書の作成【訪問特定整備等事業者】

顧客からヒアリングした作業内容を基に、訪問特定整備等の作業に係る料金の概算見積りを作成し、データを提供する。

当該見積り書の内容として、作業工賃、部品価格、塗料価格、廃棄物の処理価格、旅費等の内訳を記載。当該見積りを記録したデータを提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業の必要性が新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加作業の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得た上で作業を行う。また、この場合、事業者控の料金概算見積りを記録したデータに依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載又は記録しておく。

<注意点>

訪問特定整備等の作業の依頼者に対する説明及び概算見積りを記録したデータの交付は、訪問特定整備等事業者の役員又は従業員（訪問特定整備士等を除く。）が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければなりません。



3. 訪問特定整備士等の割り当て【訪問特定整備等管理者】

訪問特定整備等管理者は訪問特定整備士又は準訪問特定整備士、訪問車体・電気装置整備士の知識及び技能から作業内容を適切に実施できる訪問特定整備士等を任命する。

また、準訪問特定整備士を割り当てる場合は「高度な管理手法」により訪問特定整備等を適切に実施する



4. 身分証の提示【訪問特定整備士等】（訪問先）

訪問特定整備士等は、初回訪問時や依頼者から求められたときなど、特定訪問整備士証を提示する必要がある。

その際、スマートフォン、タブレット端末等に、訪問特定整備士証のデータを保存したものを提示しても差し支えない。



5. 標識を掲示【訪問特定整備士等】（訪問先）

訪問特定整備等を行う際、作業場所においても、訪問特定整備等の対象となる自動車の周辺、サービスカーの側面等、依頼者や公衆の見やすい場所に標識を掲示する。



6. 依頼者に対する作業内容の説明及び依頼者からの同意取得

訪問特定整備士等は依頼のあった内容を十分に確認し、車両状態及び点検又は整備の実施状況を参考に受入点検を行う。【訪問特定整備士等】

受入点検の結果を受けて、依頼者に対して作業内容等の説明を行う。【訪問特定整備等管理者】

説明の内容としては、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、その整備の必要性及び訪問特定整備等の作業を行う前の車両の状態について行う。

説明後、訪問特定整備等を開始するにあたり依頼者の同意を得る。

当該同意書等に係るデータの保存方法の例は、以下のとおりとする。

- ① インターネットの画面上で依頼者に同意欄をクリックさせるとともに、依頼者の氏名を入力させ、これらの情報が記録されたデータを保存する方法。
- ② スマートフォン、タブレット等の電子機器に表示した同意書等のデータファイルに依頼者に電子サインをさせ、当該データファイルを保存する方法。



7. 作業前の写真撮影【訪問特定整備士等】（訪問先）

訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影する必要がありますが、作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したものだけでなく、当該作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号（軽自動車又は小型二輪自動車にあつては車両番号。自動車登録番号又は車両番号がない場合は、作業を行う前後の車両全体の状態及び車台番号を撮影したもの。）を撮影したものも含める。また、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、追加作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したものと並びに当該追加作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号（軽自動車又は小型二輪自動車にあつては車両番号。自動車登録番号又は車両番号がない場合は、作業を行う前後の車両全体の状態及び車台番号を撮影したもの。）を撮影したものも含める。なお、交換した部品を撮影した画像データには、交換前の部品と交換後の部品が特定できる情報（部品番号等）も含めることとする。



8. 作業開始指示【訪問特定整備等管理者】

依頼者からの同意が得られ、訪問特定整備士等が問題なく作業を行うことができるかを判断し、作業開始の指示を出すとともに、作業開始時刻の確認及び記録も行う。

<注意事項>

以下の場合においては、訪問特定整備等管理者は作業開始の指示を出してはなりません。

1. 依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等を適切に実施することのできる場所を確保できない場合。
2. 依頼者が訪問特定整備等の作業開始に同意しない場合。
3. 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため、訪問特定整備等の作業の実施について車両及び訪問特定整備士等に危険が及ぶことが予想される場合。
4. 依頼者から限定訪問特定整備の作業を実施するよう依頼を受けた車両について、限定訪問特定整備以外の特定整備の実施が必要と認められる場合。



9. 作業開始～作業中【訪問特定整備士等】（訪問先）

訪問特定整備等管理者から作業開始の指示を受けた後でなければ、訪問特定整備等の作業を開始してはならない。

訪問特定整備等事業者は、公害の防止その他の環境の保全を図るため、関係する法令及び条例を遵守するとともに、次に掲げる事項も遵守するものとする。

<注意事項>

訪問特定整備士等が、訪問先において訪問特定整備等の作業を行うことができなくなった場合等の取扱いは、以下のとおり定められています。

ア 訪問特定整備士等は、次に掲げる場合には、速やかに訪問特定整備等管理者にその旨連絡し、指示を仰がなければならない。

- ① 強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため安全に作業を継続することが困難となった場合。
- ② 訪問特定整備等の作業中に事故、周辺環境の汚染等が生じた場合。
- ③ 依頼者から依頼を受けた作業を完了させることが困難と認められる場合。
- ④ 予定された作業時間を大幅に超過するおそれがあると認められる場合。
- ⑤ 依頼者から作業内容、料金、その他訪問特定整備等の契約に関する問合せ又は苦情を受けた場合。
- ⑥ ①～⑤に掲げる場合のほか、訪問特定整備等の作業の実施にあたり問題が生じた場合。

イ 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等からアの連絡を受けた場合、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断その他の必要な指示をしなければならない。

ウ 訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断を指示する場合には、依頼者に対して自らその理由や代償措置の内容等を説明しなければならない。

！ 注意事項(関連違反事項) ！

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反(法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9])

違反点数：15点

訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った
※訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。

<注意事項>

- ・ 訪問特定整備等を実施する場合には、廃棄物等が飛散若しくは流出し、フロン類が放出し、悪臭が生じ、又は騒音若しくは振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・ 訪問特定整備等の実施により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第2条第1項の「廃棄物」をいう。）を、訪問特定整備等事業者の責任において、同法の定めるところにより適切に処理すること。



10. 整備作業の内容説明と依頼者の同意取得・作業後の写真撮影

訪問特定整備等の作業後の依頼者に対して、実際に行った訪問特定整備等の内容、訪問特定整備等の作業を行った後の車両の状態及び交換した部品について説明を行う。【訪問特定整備等管理者】
作業の終了後、特定整備記録簿を記載し、訪問特定整備等管理者（整備主任者）より、実施した特定整備に係るできれば確認を受けるとともに、点検整備記録簿（紙）の写しを依頼者に交付する。【訪問特定整備士等】

その後、作業の開始時と同様の方法で、依頼者の同意を得て、そのデータを保存する。

なお、作業前と同様に、整備を行った箇所や交換した部品等の写真を撮影し、保存しておくこと。【訪問特定整備士等】



11. 作業完了の確認【訪問特定整備等管理者】

訪問特定整備等管理者は訪問特定整備士等が作業を行った後、できれば確認として、以下の確認を行う。

- ① 依頼者に説明した必要となると認められる訪問特定整備等が完了しているか。
- ② 概算見積りを記録したデータファイル（作業指示書）の内容どおりに特定整備が完了しているか
- ③ 訪問特定整備等を伴った部位の組付状態及び機能に問題がないか。
- ④ 訪問特定整備等を伴った部位以外の部位の組付状態及び機能に問題がないか。
- ⑤ 訪問特定整備等を完了した時刻の確認及び記録

以上のできばえ確認を行った後、特定整備記録簿が記載又は記録されているか、依頼者から訪問特定整備等の作業完了について同意を得られているか、作業がしっかり完了できているか、確認する。

訪問特定整備等の作業をした場合の特定整備記録簿については、次の事項を記載又は記録する。

- ① 訪問特定整備又は限定訪問特定整備のいずれを実施したかが分かること
- ② 訪問特定整備等を行った場所の住所又は所在地
- ③ ②の場所が他事業場の場合、その名称及び認証番号
- ④ 当該訪問特定整備等を行った訪問特定整備士等の氏名

<補足>

特定整備記録簿に次に掲げる事項を記載又は記録するスペースが存在しない場合には、特定整備記録簿と共に次に掲げる事項を記載又は記録した別の書面（別のデータ）を保存すること（例えば、特定整備記録簿を書面で作成した場合は特定整備記録簿と別の書面をホチキス留めすること、特定整備記録簿をデータで作成した場合は、特定整備記録簿及び別のデータを一つのPDFファイルとすることなど）でも差し支えない。

■ 特定整備記録簿の記載例

① 訪問特定整備等を行った場所が他事業場以外の場合

- 「限定訪問特定整備」の実施場所
東京都千代田区霞が関2-2-2
- 担当訪問特定整備士
国土 太郎

② 訪問特定整備等を行った場所が他事業場の場合

- 「訪問特定整備」の実施場所（他事業場）
東京都千代田区霞が関2-1-3
- 上記他事業場の名称
国土交通自動車霞ヶ関店
- 上記他事業場の認証番号
第1-23456号
- 担当訪問特定整備士
国土 太郎



12. 帳票類の保存【訪問特定整備等事業者】

訪問特定整備等を実施した際に以下の帳票を2年間保存する

- ・ 訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証するデータ
- ・ 訪問特定整備等料金の概算見積りを記録したデータファイルの元データ
- ・ 訪問特定整備等を行った場所が作業場所の要件をすべて満たしているかが分かる写真、画像データ
- ・ 訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ
- ・ 交換した部品を撮影した画像データ
- ・ 依頼者に提供した請求書、納品書又は領収書のデータファイルの元データ



第IV章

証票等の様式

本章では、訪問特定整備等を行う際、作成や準備等が必要となる証票等について、説明します。

1. 訪問特定整備等リストの様式

<様式1>

様式1	
訪問特定整備等の(変更)届出 (訪問特定整備等リスト)	
年 月 日	
自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程(国土交通省告示第255号)第3条の規定により別紙書面を添え届け出ます。(全ての項目に共通)	
<small>(注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)</small>	
<small>(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)</small>	
訪問特定整備の届出 ※1	限定訪問特定整備の届出 ※2
<small>(注)訪問特定整備のみを行う事業者は※1欄、限定訪問特定整備のみを行う事業者は※2欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※1欄及び※2欄にそれぞれ「○」を入力するものとする。</small>	
1 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者等の情報	
<small>(ふりがな)</small> 訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者(又は訪問特定整備等事業者)の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス	
2 本届出に係る事業場(3の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場)の情報	
<small>(ふりがな)</small> 事業場の名称	
当該事業場の所在地	
当該事業場の電話番号	
当該事業場の電子メールアドレス	
当該事業場の認証番号	

3-① 訪問特定整備等管理者の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

3-② 訪問特定整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

4 訪問特定整備等の開始

開始年月日	令和 年 月 日
-------	----------

<様式2>

様式2

3-③-1 準訪問特定整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	令和 年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

3-③-2 高度な管理手法による統括管理方法等

高度な管理手法を用いた 統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命 のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に 関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日

3-④ 訪問車体・電気装置整備士の情報

(ふりがな) 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日
	年 月 日	① ② ③		令和 年 月 日

<様式3-1>

様式3-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ)	

5-②-1 他事業場の情報

(ふりがな)	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
(ふりがな)	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	

5-②-2 他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	年 月 日	～	年 月 日
----------------	-------	---	-------

5-②-3 他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備							電子制御装置整備		
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注) 口枠内の該当するものに○を記載すること。

<様式3-2-1>

様式3-2-1

5-① 訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 (都道府県を跨ぐ場合のみ)	

5-③-1 屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m ²	m	
部品整備作業場			m ²	m	
点検作業場	m	m	m ²	m	
車両置場	m	m	m ²		

5-③-2 電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置 点検整備作業場	m	m	m ²		
	() m	() m	() m ²	() m	
車両置場	m	m	m ²		

5-③-3 作業機械等

	名称	型式・能力等	数量	設置又は持参	
作業機械	プレス				
	エア・コンプレッサ				
	チェーン・ブロック				
	ジャッキ				
	バイス				
	充電器				
作業計器	ノギス				
	トルク・レンチ				
	水準器				
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ				
	比重計				
	コンプレッション ・ゲージ	(ｶﾞソﾘﾝ用)			
		(ｼﾞｰｾﾞﾙ用)			
	ハンディ・バキューム・ポンプ				
	エンジン・タコ・テスタ				
	タイミング・ライト				
	シクネス・ゲージ				
	ダイヤル・ゲージ				
トーイン・ゲージ					

	キャンパ・キャスタ・ゲージ			
	ターニング・ラジラス・ゲージ			
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツール			
工具	ホイール・プーラ			
	ベアリング・レース・プーラ			
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケーター			
	部品洗浄槽			
備考				

5-③-4 電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

5-③-5 5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
----------------	---------------

5-③-6 5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類 の別	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行 (運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注) □枠内の該当するものに○を記載すること。

<様式3-2-2>

様式3-2-2

5-③-7 訪問特定整備を行う場所の平面図

住所	
(例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載)	

<様式4>

様式4

6 訪問特定整備等を開始する日の6か月前からの各月における持込み車検実績

[年 月 日 ~ 年 月 日]

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	
年 月	台	台	台	

2. 訪問特定整備等事業者の証票の様式

東京運輸支局長届出	
訪問特定整備等事業	
普通自動車(中型)(限定訪問特定整備)	
普通自動車(小型)(訪問特定整備及び限定訪問特定整備)	
11cm以上	
＜事業者の情報＞	
事業者名	株式会社国土交通省
事業場名	国土交通自動車霞が関店
所在地	東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号	03(1234)5678
認証番号	第1-23456号
	二次元コード ※事業者が自ら管理するウェブサイトにアクセスすることができるもの。
15cm以上	

<備考1>

訪問特定整備等事業者の証票は、図示の例により、届出を行った運輸監理部長名又は運輸支局長名、対象とする自動車の種類、対象とする作業の種類、事業者名、事業場名、事業場の所在地、電話番号及び認証番号並びに当該事業者が自ら管理するウェブサイトにアクセスすることのできる二次元コードをそれぞれ表示すること。

この場合において、対象とする自動車の種類は次の区分により表示し、対象とする作業の種類は「訪問特定整備」又は「限定訪問特定整備」の一方又は両方を表示すること。

- ・普通自動車（大型）（普通自動車のうち車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものを対象とする場合に限る。）
- ・普通自動車（中型）（普通自動車のうち最大積載量が2トンを超えるもの又は乗車定員が11人以上のものであって、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。）
- ・普通自動車（小型）（普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特殊の用途に供するものであって、普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。）
- ・普通自動車（乗用）（普通自動車のうち普通自動車（大型）、普通自動車（中型）及び普通自動車（小型）以外のものを対象とする場合に限る。）
- ・小型四輪自動車
- ・小型三輪自動車
- ・小型二輪自動車
- ・軽自動車
- ・大型特殊自動車

<備考2>

証票は、金属製若しくは合成樹脂製又はスマートフォン、タブレット等の電子機器に保存したデータファイルとし、証票の塗色は、水色地に黒文字とすること。

スマートフォン、タブレット等で掲示する場合も、同様の大きさが必要です。

3. 訪問特定整備士証の様式

(第1面)

8.56cm

訪問特定整備士証

氏名	写真 縦 3cm 横 2.4cm (※2)
生年月日 年(※1) 月 日生	
合格した技能検定の種類	
合格証書番号	
上記の者は、当事業場の訪問特定整備士/準訪問特定整備士/訪問車体・電気装置整備士(※3)であることを証明する。 年月日(訪問特定整備士/準訪問特定整備士/訪問車体・電気装置整備士(※3)として届け出た日) 訪問特定整備等事業者の氏名又は名称及び上記の者が在籍する事業場名	

5.40cm

(第2面)

訪問特定整備事業者及び事業場の詳細

訪問特定整備等事業者の氏名又は名称
住所
電話番号
第1面の者が在籍する事業場の名称
所在地
電話番号
認証番号

(第1面)

8.56cm

訪問特定整備士証

氏名 国土太郎	写真 縦 3cm 横 2.4cm
生年月日 1990年12月31日生	
合格した技能検定の種類 二級自動車整備士 (ガソリン・ジーゼル)	
合格証書番号 関東二か第1234567号 関東二ち第1234567号	
上記の者は、当事業場の訪問特定整備士であることを証明する。 2024年12月31日(訪問特定整備士として届け出た日) 株式会社国土交通省 国土交通自動車霞ヶ関店	

40cm

(第2面)

訪問特定整備事業者及び事業場の詳細

訪問特定整備等事業者の氏名又は名称 株式会社国土交通省
住所 東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号 03(1234)5678
第1面の者が在籍する事業場の名称 国土交通自動車霞ヶ関店
所在地 東京都千代田区霞が関2-1-3
電話番号 03(1234)5678
認証番号 第1-23456号

記載例

<備考>

- ① 西暦又は和暦を問わない。
- ② 原則として、一級～三級自動車整備士のうち合格した最上位のもののみ記載する。例外として、訪問車体・電気装置整備士の場合、「自動車車体整備士」又は「自動車電気装置整備士」と記載する。
- ③ 写真の規格は次のとおりとする。
 - ・本人のみ上半身から上が撮影されたもの
 - ・届出前6か月以内に撮影されたもの
 - ・無帽で正面を向いたもの(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く)
 - ・背景や影がないもの
- ④ 「訪問特定整備士」、「準訪問特定整備士」又は「訪問車体・電気装置整備士」のいずれかを記載するものとする。

参考資料1

国土交通省ホームページ「訪問特定整備制度について」

国土交通省では、自動車特定整備制度の創設に伴い、ホームページに以下の特設ページを設けています。制度概要や関係する省令、実施規程、通達、申請様式やQ&A等が掲載されていますので、本マニュアルと併せてご確認ください。

URL:https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html



※トップページから該当ページへの進み方

国土交通省ホームページの「政策情報・分野別一覧」より「物流・自動車」を選択

⇒「自動車ユーザー・事業者等の皆様へ」の【事業者・運送者向け情報】より「自動車整備事業」を選択

⇒「自動車整備」より「訪問特定整備制度について」を選択

参考資料2

行政処分に係るご案内

本マニュアルの文中においても、「注意事項(関連違反事項)」として掲載をしておりますが、訪問特定整備制度を活用するにあたり、法令等への違反行為を行った場合には、罰則が科せられます。

法令に反する行為を繰り返し行くと、事業の停止や認証の取消しを受けるだけでなく、これまでに築き上げたお客様からの信頼も失ってしまうこととなり、会社経営の危機に陥りかねません。

以下の表において、違反点数と事業の停止日数が取りまとめられておりますので、適正な訪問特定整備制度の運用を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

(以下の表は、通達「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」より抜粋)

事業停止の日数

違反点数	停止日数	違反点数	停止日数
10～19	10	100～109	55
20～29	15	110～119	60
30～39	20	120～129	65
40～49	25	130～139	70
50～59	30	140～149	75
60～69	35	150～159	80
70～79	40	160～169	85
80～89	45	170～179	90
90～99	50		

訪問特定整備マニュアル

令和7年4月 初版発行

発行者 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
専務理事 島 雅之

発行所 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1
電話：03-3404-6141(代)

禁無断転載 不許複製



訪問特定整備

マニキュアル

